

令和4年6月27日

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹印

通報受理日	令和4年4月14日	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール <input checked="" type="checkbox"/> FAX	(時 分～ 時 分)
通報者	・実名(※) ・匿名	所属部署
通報内容	<p>市内の小中学校で実際されている定期考查について、公文書であるにもかかわらず、校長の決裁を得ず、実施されている。</p> <p>このことは、公文書に係る条例・規則に係る違法行為である。</p>	
調査経過	<p>令和4年4月14日 公益目的通報をFAXで受理</p> <p>同年4月15日 受理報告書を提出、事務局に調査依頼</p> <p>同年4月20日 事務局より関係資料を受理、ヒアリング</p> <p>同年5月17日 事務局より追加資料受理</p>	
調査結果	<p>1 定期考查の公文書性</p> <p>教育委員会では、「三田市立学校文書取扱要綱」を定めている。同要綱は、定期考查及び実力考查の問題、回答要旨、模範解答を、管理・保管の対象となる公文書として、5年間保存すると規定している。</p> <p>2 校長の決裁を得る文書</p> <p>三田市立学校文書取扱要領第9条は、起案文書は、原則として校長の決裁を受けることと規定している。なお、文書決裁における印鑑の押印は行われていない。</p> <p>定期考查の実施は、実施日時の決定、問題の原案作成、見直し・内容確定、印刷、当日の実施、採点、記録など、様々な関連事務があると思われる。教育委員会に確認したところ、一連のプロセスとして実施される定期考查について、具体的な作業手順を示した規則、通知、指示書は存在しない。</p> <p>3 実務の状況</p> <p>問題文の確定に至るプロセスとしては、問題作成者が考查問題及び解答例等を作成次第、学年の教科担任または教科指導の責任者が内容を確認し、その後校長に提出している。</p> <p>4. 検討</p> <p>上記3のプロセスが適切になされているのであれば、校長が公文書である定期考查の問題等の作成について、最終決定者として決裁していると認められる。</p>	

	<p>また、学校長は実施日程について同意し、実施期間中は指示を与えていたと判断できる。</p> <p>よって、学校長は、定期考査等について、問題文の作成から具体的な実施に至るプロセスの全体について、最終決定者、責任者として決裁していると認めることができる。</p> <p>よって、本件については特に違法の点は認められない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
添付資料の内訳	
備 考	